

参議院大蔵委員会文教委員会連合審査会会議録第一号

昭和三十一年四月二日(木曜日)
午後一時二十一分開会

委員氏名

大蔵委員
委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
理事 西川甚五郎君
理事 成瀬 幡治君
理事 淡谷 邦彦君
理事 天田 勝正君
理事 青木 一男君
理事 大竹平八郎君
理事 岡崎 真一君
理事 川野 三曉君
理事 栗原 祐幸君
理事 佐野 廣君
理事 田中 茂穂君
理事 津島 壽一君
理事 島島徳次郎君
理事 林屋亀次郎君
理事 日高 広為君
理事 堀 末治君
理事 木村禧八郎君
理事 佐野 芳雄君
理事 柴谷 要君
理事 野々山一三君
理事 野溝 勝君
理事 原島 宏治君
理事 鈴木 市藏君
理事 中野 文門君
理事 北島 教真君
理事 二木 謙吾君
理事 吉江 勝保君

理事

豊瀬 慎一君
植木 光教君
木村禧八郎君
久保 勘一君
斎藤 昇君
笹森 順造君
中上川アキ君
野本 品吉君
森田 タマ君
秋山 長造君
加瀬 完君
小林 武君
米田 勲君
柏原 ヤス君
赤松 常子君
高瀬莊太郎君

出席者は左のとおり。

大蔵委員

委員

新谷寅三郎君
柴田 榮君
西川甚五郎君
成瀬 幡治君
淡谷 邦彦君
天田 勝正君
大竹平八郎君
岡崎 真一君
川野 三曉君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
田中 茂穂君
津島 壽一君
日高 広為君

文教委員

委員

理事

木村禧八郎君
柴谷 要君
鈴木 市藏君
中野 文門君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
豊瀬 慎一君
植木 光教君
久保 勘一君
中上川アキ君
野本 品吉君
秋山 長造君
加瀬 完君
小林 武君
米田 勲君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局法規課長

文部省管理局長

田中 角榮君
灘尾 弘吉君
齋藤 邦吉君
中尾 博之君
相澤 英之君
八木 徹雄君
安嶋 彌君
小林 行雄君
杉江 清君
坂入長太郎君
工榮 英司君

本日の会議に付した案件

○国立学校特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

〔大蔵委員長 新谷寅三郎君 委員長 席に着く〕

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵、文教委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の委員長の職をつとめますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

それでは、国立学校特別会計法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○秋山長造君 この国立学校特別会計法案につきましては、われわれとして、その内容はもちろんです。が、そもそも国立学校特別会計という制度が昨年の年末押し迫って予算編成の最終段階で突如として出てきたということにつきまして、実は全く寝耳に水という感じを受けたのであります。で、その後いろいろな方面からその間のいきさつを聞いてはみましたけれども、どうも得心のいくような話が今日に至るまで聞けないわけでありまして。

国立学校、特にその中でもこれは大学が圧倒的な比重を占めておられると思いますが、大学の財政のあり方につきましては、これはいづいぶん問題があるし、またその重要性というところから考えましても、これはもう多く説明を要

しないところだと思ふのです。で、いづれにいたしましても、この大学を含む国立学校の財政を一般会計から特別会計に切りかえるというようなことは、これは単なる財政技術的な問題でなしに、やはり一國の文教行政の根幹に触れるこれは大きな問題だと思ひます。で、そういう大きな問題だと思ひます。で、それとしてなされたということについては、これは何としても私どもとして意外な感じを持たざるを得ない。しかし、また政府当局といたしましては、それ相当の言い分もあり、御説明もあるんじゃないかということが当然想像されますので、この特別会計に切りかえるという問題が起こつてきたいきさつ、その間の経過事情等について、この際、責任者の両大臣から詳細な御説明をまず承りたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 国立大学の特別会計につきましては、御承知のとおり、明治から昭和二十二年まで、約六十年にわたって特別会計が行なわれておつたわけでございます。しかし、当時の特別会計は、御承知のとおり、独立採算をたてたえとした独立会計でございまして、昭和二十二年の物価上昇、インフレ傾向に対処しまして、これが独立会計を維持していくことができないという考え方で廃止になったわけでありまして、その後学校の問題につきましては、自由民主党の文教部会等で、どうすれば一体いいのかという問題に対しては、真剣に検討してま

いたわけでありまして、私が昨年の七月

大蔵事務当局に對しまして、国立学校を現在のままで一般会計の中でやるという事は一体うまくいくのか、また道路特別会計とか治山治水その他の特別会計等の成立に對していろいろ努力をしてまいりました。私もいろいろ努力して、新しい意味で、戦前の特別会計というふうな独立採算制を意図しない、いわゆる企業会計式なものではない、一般会計から特別会計に移すことによつて、より合理的に、急速に学校の施設が整備ができるということであるならば、文部当局とも十分意見を練りながら、特別会計に對して検討をすべしという指示をいたしましたわけでありました。その後予算編成までの間に事務当局でも十分検討をしまして、十一月ごろだと思ひますが、文部当局との間に二千百億の国有財産の移管という問題をまず片づけて、それから予算編成の過程におきまして、文部省の事務当局との間に連絡をとるとともに、大臣間の折衝におきまして、十分配慮をしながら、一般会計から特別会計に移行することがより好ましいという結論に達したので、最終的に特別会計新設に踏み切ったというのが大蔵省側の考え方でありました。

○国務大臣(渡尾弘吉君) 特別会計に踏み切ることについての経過は、大蔵大臣から申されましたとおり、お話しにもありましたように、一般会計から特別会計に移すという、そういうたてまえをとるという事は、大学関係の事項といたしましては重要な問題でございます。私は実は前から大学の施設あるいは設備、こういうふうなものをもっと早く充実する方法はないものだらうかということをいろいろ考えて

おつたのでありますが、たとえて申しますと、学門あるいは教育上特別に必要としないような財産もあるわけでありました。そういうふうなものを活用する道はないものだらうか、このようなことも考えておつたのであります。が、成案を具体的に得るところまでは至つていなかったものであります。予算編成の時期になりました、大蔵省のほうから、特別会計にしたらどうかと、こういうお話があつたということを知つたのであります。

ただ、考えなければなりませんことは、特別会計にしたからといって、従来ややもすれば考えられがちでありましたところの独立採算というふうなことが、大学の問題として考えるべきことではないと思ひます。また、昔考えられておりましたような、基金をつくつてそれでやつていくというふうなことも考えられる状態にはないと思ひます。問題は、特別会計にすることによつて少しでも大学の整備充実というふうなことに役立つかどうかというところに、私は考えの重点がなければならぬと思つたのであります。このことにつきまして、せっかく大蔵省からのお話があったので、事務当局にいろいろ話し合ひをしてもらつたのであります。また、その間におきまして、関係の大学側ともいろいろ話し合ひを行なつた。あるいはまた与党の側ともいろいろ話し合ひを行なつてまいつたのでございますが、最終的に特別会計にしようというところに踏み切りましたのは、実は最後の大臣同士の話でございます。それまでのいろいろ数字の問題につきましてやりとりがございましたけれども、その間に大蔵大臣の気持ち

もよく私も了解いたしました。またこれをやることによつて現在のようないかにやります。一方より一そう大学の整備充実した役に立つであらうか、かように存じましたので、最終的に大蔵大臣とお話し合ひの上で、特別会計に踏み切ることになりました。また、次第であります。

○秋山長造君 文部大臣のいまの御答弁でございますが、予算編成期になつて話をきめたというところでございまして、文部大臣がその特別会計にしたらどうかという話を最初言われ、そうして事務当局に大蔵事務当局と協議をしるという指示されたのは、いつごろなんですか。

○国務大臣(渡尾弘吉君) はつきり日にちの記憶もございませんが、たしか十一月中であつたかと思ひます。

○秋山長造君 その点が、やはり私も想像しております。文部大臣と大蔵大臣との食ひ違ひということ、これはいろいろ御答弁でも端的にあらわれておると思ひます。大蔵大臣は、先ほど七月ごろに事務当局に指示し、そうして早急に文部当局との間で連絡をし、協議をしるということを示された。たといふお話であります。文部大臣のほうは十一月ごろというふうなことをおっしゃつておられるんですが、私はこ

とばかりをつかむわけでもなんでもありませんけれども、事実をよく把握して、納得のつかぬ点は納得した。納得のつかぬ点はあくまでただし、たいと思つてお尋ねするんですから、ひとつフランクにお答えをしていただければけっこうなんです。とにかく特別会計もすいぶんたくさんあるわけであつて、その内容も私も見て千差万

別です。だから、いずれを重し、いずれを軽しという事は、一がいには言えぬと思ひますけれども、ただ、しかたがない。この国立学校の特別会計という問題は、内容からいいたしまして、また金額からいいたしまして、また国立学校、特に大学というものの果たして、役割りというふうなものから考えましても、これはおそらく他の特別会計の問題とはまた違つた、非常に重要性を持つた大きな問題だと思ひます。それだからこそ、中央教育審議会あたりの答申を見まして、これはなかなかそう軽々にどうだ、ああだという結論は出にくい、相当やはり慎重に取り組まなければいかぬ、対処しなければいかぬというところがあつておられるわけですね。そういう問題であるだけに、いつごろからその政府内部でその腹になつて話が出たかというふうな、ごく簡単な、考

え方によればきつめて明々白々たるべきことが、大蔵大臣は七月ごろ、こうおっしゃる。文部大臣は十一月ごろ、こうおっしゃる。では、やはりこれは予算編成の最終段階でこつと出てきたのじゃないかという感じがする。いかに、いかにうなづかむ感じがする。いかにうなづかむ感じがする。いかにうなづかむ感じがする。

○国務大臣(渡尾弘吉君) 私のほうでこの問題を、私の考え大蔵省とよく話し合ひをしたらよろうかというふうな申ししたので、十一月中であつたと記憶するのでございます。ただ、大蔵省としましては、いま大蔵大臣からのお話がある。私が申し上げたのは七月ごろといふことであつた。大蔵省の事務当局と私どものほうの事務当局との間には、いろいろ意見交換等もあつたかと私思ひますが、

私がいれば議題として取り上げましたのが十一月中、このように御了承をいただきたいと思ひます。○国務大臣(田中角栄君) 間違ひがあるようでございますから、申し上げます。私が大蔵省の事務当局に、学校特別会計等に対して調査をしないと言つたのは七月でございます。それから大蔵省としては十分検討しまして、十一月になつて学校の施設整備を特別会計でやつたほうがよろしい、それから投融資の道を開こう、それからこれを特別会計に移す場合の国有財産は二千百億であるというのをききました。省議として決定したわけでありまして、そうして正式に――それまでは文部当局からいろいろ資料等をいただいてまいつたりして、その結果十一月に大蔵省の省議をきまして、正式に文部省に申し入れをしたというのでございまして、でありますから、七月私が事務当局に申しましたことと、文部大臣がそれを正式に議題として取り上げたことと對しての時日の相違は全然ございせん。

○秋山長造君 そういたしますと、大蔵大臣、先ほど七月ごろ事務当局に指示をして、そうして文部当局との間で協議を始めるというところをおっしゃつたようにおっしゃつたのですが、それは正確でなかつたわけですね。いまおっしゃつたことが事の真相というふうに了解していいのですか。

○国務大臣(田中角栄君) これは当然のことであつて、私が命じたと同じ時に、大蔵、文部両局で話をすると、いふのはなく、まず私が大蔵省の事務当局に對して学校特別会計に對して調

査を命じたのが七月ごろといふことであつた。大蔵省の事務当局と私どものほうの事務当局との間には、いろいろ意見交換等もあつたかと私思ひますが、

査を命じたわけでありまして、大蔵省としましては、文部当局に正式に申し入れをするという段階になるまでに各種の問題に対して大蔵省の内部で検討しまして、そうして申入れをする前には、当然省議として大蔵省の意見を決定をしまして、それから合議に持ち込むわけでありまして、私が先ほど申し上げたのも、今申し上げたのも、その事情をそのまま申し上げたわけでありまして。

○秋山長造君 大蔵大臣のおっしゃっていることはやや不正確だと思いますが、おっしゃっておられるお気持ちはわからぬでもありませんから、次に進みます。

衆議院の大蔵委員会の会議録をちょっと拝見したのですが、その中で、いま私が質問しているようなことが若干問題になっておりますが、そのときに文部省の安嶋會計課長は、大蔵省から内々の話が出たのは十二月だというような答弁をしておられるのですよ。そうしますと、これは正式な話じゃない、内々事務当局間で話が出たのは十二月になつてからというところが速記録に書いてあるのですがね。ですから、そこに——私は別に検査官でもなんでもないのですから、こんな一日早いとかおそいとかということをとにかく言うわけじゃありませんけれども、あまりにも、最初に申しましたように、これだけ大きな問題がいかにも唐突に出てきたという感じを持つがゆえに、その点について、法案の内容の御質問に入る前に、ちょっと前提になる問題として、大体の輪郭というものを、事の経過の荒筋というもののだけはのみに込んだ上だと思つて、繰

り返し御質問しているわけですが。

いま両大臣のおっしゃったことは、最後のところで両方のつじつまが合つて、十一月ということにどうも一致したようだけれども、そう何年も前のことじゃない。しかも、事務当局とおっしゃるけれども、一般會計から特別會計に切りかえるという、しかも国立学校の財政、特に問題の多い大学財政というものを切りかえるということ

は、これは単に事務当局にまかせて、事務当局で適当に相談して結論を出せというふうな性質のものじゃない。やつぱりこれは、たとえは政府には閣議というものがしつちゅう行なわれ

てもこういう大方針について話し合ひができて、そして少なくとも大蔵大臣と文部大臣とがこの点について、大体特別會計にひとつ切りかえていこう

じゃないかという話が出てきて、そしてその細目の取り運びについてそれぞれ事務当局に、ひとつ作業してみろ、協議してみろ、研究してみろ、こうならなきやうそだと私は思うんですね。どうでしょう。大蔵大臣は、七月ごろにとにかく思ひつかれて、事務当局に調査を命ぜられたとおっしゃる。文部大臣は、これは事務当局では大蔵省の事務当局といういろいろやつておつたかもしれぬが、正式に自分が聞いたのは十一月というふうなことで、どうもそこらに、この特別會計問題についての大蔵大臣と文部大臣との意思の疎通というものがほんとうに、いまおっしゃっているように、当時ついた上で事を進められたのかということ。こういう問題の取り運びというものは、私は大臣になつたことがないから閣議に出

た経験もありませんけれども、これだけの問題をとにかくきめようというの、常識として、事の順序としては、少なくとも両大臣が一応この方針について意思統一ができて、そしてその細目の打ち合わせというものをそれぞれ事務当局に指示されて、そしてその事務当局同士の間で打ち合わせができて、大体事が固まつてきたところで、それぞれ大臣に報告し、そして大臣同士でさらに折衝して最終の結論に持つていくということが、私は順序だろ

うと思うんですが、どうもそこらが大蔵大臣と文部大臣の間にびつたりした意思の疎通があつたのかどうか、一つの方針を、政府として、文部省として、あるいは大蔵省として了解し合つて事を運ばれたのかどうかというところに疑問を持たざるを得ません。もう一度その点について説明してください。

○國務大臣(兼尾弘吉君) 問題により事柄によつて、いろいろ扱い方が変わつてくると思つてございします。この特別會計の設置の問題につきましても、大蔵大臣としては、特別會計を設置したほうがよろしいという御指示のもとに、事務当局にいろいろ御指示をなさつたものと私は心得るのでございします。また、大蔵の事務当局がいろいろ具体的に考えられる場合には、文部省の事務当局との間にいろいろの意見の交換とか資料の要求とかいうようなこともあつたと思ひます。文部省としましては、その当時、別に特別會計をやろうという気持ちはなかつたわけ

でございします。したがつて、大蔵省のほうから特別會計にしたらどうかというお話がありました際に、私が頭から拒否するなら、そこでお断り申し上げたはずでございします。ところが、それでなくて、私としては何とかうまい方法はないかというのを考えて

いましてものでございしますから、大蔵さんのほうで一体どういうようなことを考えていらつしやるのか、具体的にどんな特別會計をつくらうとしていらつしやるのかというのをしつかり確かめませんと、結論を出すわけには

参らない。そこで、私は、大蔵省のほうからお申し入れがあつたということ

でございします。事務当局に命じまして、大蔵省とよくお話し合ひをし、どんなことをお考えになつておられるのかというのを確かめた上で、最終的に大臣としての結論を出そうという、こういう態度をとつたやうなわけ

でございします。事の運び方からいへば、結局そうならざるを得なかつたと思つてあります。

私は、いろいろ大蔵省のお気持ちも伺ひ、お考えも伺ひ、そしてその間において、もしそうするとすれば、文部省としてはこうだ、ああたというやうなことをいろいろ事務的に話をきめまして、特別會計に移したほうがベターである、こういう結論に達しましたので、私は最終的に賛成をいたしましたやうなわけでありまして。それまでは実は私

は、特別會計をつくるのかつくらぬのかという腹はきまつていなかった。いろいろ検討した結果、それならやつたほうがよからう、こういうことで大蔵省のお申し入れに同意する、こういうやうなことになると思つたわけであり

ます。御了承いただきたくと思ひます。

受け取れるんですがね。

私の言いたいのは、そういう、どっちがどうだこうだとか、順序がどうだこうだということよりも、大学財政の問題というものは、これはもう私が多くを申し上げる必要はない、前々からのこれは非常に大きな懸案事項なんですね。おそらく、歴代の文部大臣としても一番頭の痛い大問題の一つだったと思うんです。だからこそ、三十五年に当時の松田文部大臣が中央教育審議会に諮問された問題点の中にも、大学財政についてという項目が一つ入っておったのだらうと思います。それからまた、三十八年、去年の一月に出ました答申の中でも、大学財政の問題というのが非常に大きな比重を占めておつたのだと思うんですが、一体、文部大臣としては、あるいは文部省としては、大蔵省から、まあ事務的に言われたのかあるいは大臣から言われたのかは別として、こういう長い間の懸案事項でもあり、そしてまた昨年の一月中には中教審から答申も出ていることです。ですから、この問題についても具体的な調査研究なり検討なりというものは当然責任を持って進めてきておられなければいけなかつたはずだと思ふ。ですから、大蔵省のほうからこの問題については結論的なことを持ち込まれて、そしてそれを仕方なくか喜んでか知らないけれども、受け入れたというこの受け身の消極的な形でなしに、それは特別会計というものの所管は大蔵省であり大蔵大臣かもしれぬが、少なくとも内容からいいますれば、これは当然文部大臣が最も関心をもち、力を入れ、そして熱心に取り組まなければならぬ問題だし、形の上で

は大蔵大臣の所管であらうとも、實質的にはやはり文部大臣が腹をきめ、文部大臣のイニシアチブにおいて問題を処理するという姿が私は当然だろうと思う。にもかからず、中教審の答申が出たには出たけれども、事實上、事の經過からして、この大学財政をいかにすべきかという問題、いまからいえば一般会計から特別会計へ切りかえたといふような問題について、終始私はこの文教の責任者である文部大臣、またその配下にある文部省当局というものの形に、終始消極的といえますか、受け身の形といえますか、積極的な姿勢でいずれにしても取り組んだ結果こういう結論が出たという形でなかったと思うのですね。それは考えようによつては、經過はどうであらうとも、結論がよければいいじゃないかという言い方もあるでしょう。あるでしょうけれども、それではやっぱり私どもは文部大臣なり文部省の姿勢としては納得しがたしい。それらの問題について文部大臣の御政見をお伺いしたい。

○國務大臣(滌尾弘吉君) 大学財政の問題が實質的に非常に重要な問題であるということは申すまでもございませう。また、その財政の管理運営、これらもきわめて重要な問題でございします。文部省といたしましても、前々からこの問題については関心を持っておるところであります。具体的にいままでのこの制度を變えるという成案を當時まで持っていなかったということを私は申し上げるわけでございます。

ただ、この種の問題について、かりに文部大臣が、特別会計の設定ということについて大蔵省のおしやることに賛成できないという場合には、これ

はできない。ですから、最終的には、文部大臣の考えがきまらなければ、特別会計の設置ということにはならないわけです。私は、その大蔵省と事務当局との間の話し合いを通じて、大蔵省の考え方ないしはまた私どものほうの考え方ということについては、十分に話し合いが行なわれたものと考えておるのであります。最終的には、大蔵大臣と私とお話し合いをいたしましたので、両者の意見が完全に一致いたしましたものでありますから、私はこれに踏み切りましたようなわけであります。最終段階において納得できなかったれば、幾ら予算予算と言われましたも、私はこれに同意するわけには参らない。しかし、特別会計にしたらどうかろうというふうなことに私の考えも定まりましたので、実は予算編成の最終段階で特別会計に踏み切った。それまでは特別会計にするか一般会計にするかはきまらなかつた状態のもとに、いろいろ数次の話し合いを事務当局はいたしておつたわけであります。そのように御了承を願いたいと思います。

もちろん、秋山さんのお気持ちもよくわかります。私のほうから申し出まして、私のほうの考えどおりできれば、文部省としては一番いい姿であらうかと思ひますけれども、現実問題としては、そこまでの準備を具体的にしておらなかつた。しかし、話の内容は、私どもとしまして納得のできる、また大蔵省の気持ちもよく了解のできる話でありますので、私は最後に、しかれば特別会計に切りかえるということに踏み切りましたようなわけであります。御了承いただきたいと思ひます。

○秋山長造君 経過の説明、私は納得

できません。最終段階でいい結論だから踏み切ったということですから、まあその踏み切ったことがよかつたか悪かつたかということは、これからあと内容にわたつての質問で申し上げますけれども、まあその最終段階での話は別として、私が申し上げたいのは、すでに文部大臣に對しましては、昭和二十六年に中教審の前身である教育刷新審議会から建議書が出ています。大学財政の問題、特に特別会計制度の問題等についての建議書が出ています。そしてその中で、問題があまりにも重要であり、しかも広範にわたつておる問題なうで、早急に政府の部内に強力な教育財政審議会とも称すべき機関を設けて、そして強力な事務局をそれにくつつけて、そしてこれらの問題の真剣に検討してもらいたい、こういう建議書が出てゐるわけなのです。それから、さらにその翌年の昭和二十七年、二十八年、二十九年、三十年、この四カ年毎年国立大学協会、いわゆる国大協のほうから、当時の矢内原会長の名前をもつてやはり同じような趣旨の要望書が出ています。そしてこの大学財政の問題については、ひとつ文部省の部内に強力な大学財政審議会ともいふべき民主的な機関を設けて、そしてそこでひとつ民主的、積極的にこの大学財政のあり方というものについて研究をせしめてもらいたい、検討してもらいたい、こういう要望が繰り返して出ているわけなんです。そういうこの経過をたどつた上で、さらに三十五年に文部大臣から中教審に諮問があつて、その答申が三十八年の一月に出てきておる。そしてその三十八年一月の中教審の答申の中でも、その大学の経理の内

容とか、あるいは会計のあり方、さらにまたそれと並行してこの国立大学全体の拡充計画、こういうようなものを総合的に検討をしていくために、文部省に審議機関を設けてやつてもらいたたいというようなことが出ておるわけなのですね、幾たびかそういうものが出ておる。

ですから、少なくとも文部省自身が、あるいは歴代の文部大臣自身が、ほんとうに大学財政のあり方というもののについて、これは何とかしなければいかぬという熱意があたりだつたならば、すでにどこかの段階でそういう財政のあり方についてのこの審議会的なものがつくられておるはずなのです。そしてそこであらゆる方面の象知を尽くして検討が行なわれて、そしてそれがだんだん煮詰まつた上で、文部大臣、大蔵大臣との間で、いよいよこれをどうするか、こういう順序になつてきておらなければ私はうそだと思ふ。ところが、その途中のところは何もないのでですね。何ら文部省自身もそのことについてはちつとも真剣な検討を具体的にに取り運ばれた形跡はない。そしてぼこんといまのような話になつてくるから、私どもは直接にはこの問題についての経過というものがどうも割り切れない、納得がいきかねるということと同時に、一体大学の問題というものをも文部大臣自身が、文部省自身が本気で考えてこられたのかどうか。何もしていなかつたとは言いません。そんな乱暴なことは申しませんけれども、少なくともこの大学財政についていようとするかというような問題について、とことんまでやつぱり検討してみる、真剣に取り組んでみようという積

極的な姿勢がなかったんじゃないかという不満を、これは持たざるを得ない。私の申し上げることが、もしそんなことはないということがあったら、ひとつ反駁していただきたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 別に反駁することはない

それは何となくいいます。事柄が大勢な問題でございまして、文部省としましては、大学財政という問題については常に検討しなければならぬ重要な問題だと心得ているわけでございします。部内におきましてはいろいろ研究も続けてきたことと私は思うのでありますが、ただ、今回の特別会計につきましても私が思いますに、この特別会計をつくる、そしてこの特別会計は法律にも書いてありますように一種の区分会計だ、こういうふうな考え方をいたしておるわけでありまして、大学の財政がこのような形において切り盛りせられていくということになりました場合に、私は今後の、まだいろいろ問題があらうかと思うのでありますが、大学の財政という問題について検討を加え、改善を加えるのに、一そうこのほうがよいことが明確になつてよろしいのじゃないか、かように考えておるものであります。特別会計におけるとによつて大学財政の問題がすべて解決した、こういう問題じゃもちろんないと思うのであります。別にこれをつくりましたからと申しまして、この財政問題につきまして不利益にはならない、こういう考え方をいたしておる次第であります。

○秋山長造君 最初、教育刷新審議会の建議が出てからもうすでに十三年以上たっているわけですから、その間文部省がやったりやらなかったら

とについて灘尾文部大臣に全部の責任を負えと言つても、それは実際問題として無理だと思つておられるわけですからね。ですけれども、これは文部大臣を含めた文部省全体という意味において、私はやっぱり文部省にもう少しこういう重大な問題については、ただ成り行きまかせというふうな感じに受け取れるような態度は改めていただかなきゃいかぬと思うわけですが、それはあまりにも消極的であるといひますか、まああまり事が大き過ぎるから、めんどろなことはさわらずにということだったのかどうか。これだけ繰り返して繰り返して、教育刷新審議会にしても、国大協にしても、すべてこれは大蔵省の關係の機関じゃないんですからね。これはもうやはり文部省の關係の機関ですからね。そういう方面から、これだけ繰り返して正式の文書をもつて権威を持った發言がなされておるに、今日までそれに對して何ら具體的な取り組み方をしないままで、そして去年の秋ごろからいよいよと大蔵省のほうから話が出て、それへいきなり食いついたんだか食いつかされたんだか知らぬけれども、こういう結論がちょろちょろと出てくるというのは、あまりにも私はやっぱり無責任なといひますか、国立学校、また大学財政というものの對する文部当局としての責任というものが十分果たされたものとは、これは認めがたいように考える。

○秋山長造君 特別にその最後の「大学の財政」についてという項目の内容を見ますと、特別会計制度といふものに対する中教審としての考え方というものがよく出ておると思ふんですが、この中教審の考え方、意見というものを十分腹に持たれた上で、この特別会計といふものに踏み切られたのかどうか、その点にやはり經過的に話とも関連して、私はいささか疑義を持つてゐます。

とについて灘尾文部大臣に全部の責任を負えと言つても、それは実際問題として無理だと思つておられるわけですからね。ですけれども、これは文部大臣を含めた文部省全体という意味において、私はやっぱり文部省にもう少しこういう重大な問題については、ただ成り行きまかせというふうな感じに受け取れるような態度は改めていただかなきゃいかぬと思うわけですが、それはあまりにも消極的であるといひますか、まああまり事が大き過ぎるから、めんどろなことはさわらずにということだったのかどうか。これだけ繰り返して繰り返して、教育刷新審議会にしても、国大協にしても、すべてこれは大蔵省の關係の機関じゃないんですからね。これはもうやはり文部省の關係の機関ですからね。そういう方面から、これだけ繰り返して正式の文書をもつて権威を持った發言がなされておるに、今日までそれに對して何ら具體的な取り組み方をしないままで、そして去年の秋ごろからいよいよと大蔵省のほうから話が出て、それへいきなり食いついたんだか食いつかされたんだか知らぬけれども、こういう結論がちょろちょろと出てくるというのは、あまりにも私はやっぱり無責任なといひますか、国立学校、また大学財政というものの對する文部当局としての責任というものが十分果たされたものとは、これは認めがたいように考える。

んでしようか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 大学教育の改善に関する答申は、一通り目を通し考えたつもりでございします。

この「大学財政について」という項目の中にこういうことが書いてあります。すね。「国立大学財政のこのようない方の実現を特別会計制度の採用に求める意見がある過去の大学特別会計制度は、上に述べたような趣旨も含んで設けられたものであるが、その後の経済事情の変化や大学の発展に伴つて必ずしも所期の目的をじゅうぶん達成し得なかつたことを省み、かつ、現在の「この点が非常に私は大事なんじゃないか」と思う。「かつ、現在の国立大学が内容、規模において急速な発展、拡充の過程にあることを考える」と、国立大学の特別会計制度については、なお、慎重に検討する必要がある。で、おそらく私は、この中教審におきましても、特別会計のほうがいいんじゃないかという意見がかなりあつたんじゃないかと思ふのです。そういう意見があるいは歴史的な経過、また昔の特別会計のあり方、今日との経済事情、社会事情その他の違い、こういうものを十分検討された結果、「現在の

○国務大臣(灘尾弘吉君) 慎重を欠いておるではないかという御質問でございしますが、そうおっしゃれば、これはもう何とも申し上げようがないわけでありまして、私としましては、今回の特別会計の内容、趣旨等をひとつお考えをいただきますれば、それほどまた慎重を欠いたとも実は思はないのでございします。前々からこの大学の特別会計は、すでに御承知のように、いろいろ沿革がございします。結局現在までのような制度に戦後なつてきたわけでありまして、やはり皆さんが御心配になります問題は、何かこの一般会計と切り離してしまつて、特別会計だけで何とかやっていけ、こういうふうなことを一番御心配になるのではなからうかと思つてございします。そういうふうな観点からいたしまして、その点が私としましては、また前のような徹を踏むということになりましては特別会計をつくる意味もないわけでありまして、その点に一番関心を払つたつもりでございしますが、幸い大蔵省の考え方も私どもの考え方とも一致いたしまして、従来心配せられておりましたような要素はこの特別会計の運営にはないという確信を得ましたので、私はこの特別会計に同意をいたしましたようなわけでございします。

国立大学が内容、規模において急速な発展、拡充の過程にあることを考える」と、つまりこの点で、いまいきなりこういう社会経済事情を無視して、ただ機械的に特別会計に切りかえさず、もなつたように、やたらにそこそこ返に財源がわき出してくるんだというふうな安易な考え方は非常に危険性があるといふことを、おそらく十分おもんばかつて、「なお、慎重に検討する必要がある」と。こういう結論を出されたんじゃないかと思ふ。ですから、こういうことが入つてゐるから、なおさらやつぱり、いきなり唐突に、早々の間に結論を出してしまふ前に、あるいは中教審にももう一度相談をされるとか、あるいは国立大学その他の關係者をも集め、また文部、大蔵双方も集まつて、關係者の知恵をしぼつて、少し時間をかけて十分検討された上で結論を出されるべきではなかつたのかというように思へてならないんですが、そういう手続を一切踏まれないで、先に結論を出して、あとからこうなつたがどうだという形になつてゐるんです。これではほんとうに民主的な事を運んだ、また各方面の知能をしぼつた上で出した結論だといふことは言えないと思ふ。全くそれは逆な順序になつてゐると思ふのですが、その点について、これは文部大臣としても大蔵大臣としても、すでに結論を出されてこゝまでなつてゐることですから、趣旨はそのとおりだったけれども、いまさらどうにもならぬじゃないかとおっしゃるかもしれないけれども、いまさらのほうは抜きにして、これは本来あるべき運び方としては、これはそう

したほうがよかつたのじゃないかということにお考えにならぬですか、どうですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 慎重を欠いておるではないかという御質問でございしますが、そうおっしゃれば、これはもう何とも申し上げようがないわけでありまして、私としましては、今回の特別会計の内容、趣旨等をひとつお考えをいただきますれば、それほどまた慎重を欠いたとも実は思はないのでございします。前々からこの大学の特別会計は、すでに御承知のように、いろいろ沿革がございします。結局現在までのような制度に戦後なつてきたわけでありまして、やはり皆さんが御心配になります問題は、何かこの一般会計と切り離してしまつて、特別会計だけで何とかやっていけ、こういうふうなことを一番御心配になるのではなからうかと思つてございします。そういうふうな観点からいたしまして、その点が私としましては、また前のような徹を踏むということになりましては特別会計をつくる意味もないわけでありまして、その点に一番関心を払つたつもりでございしますが、幸い大蔵省の考え方も私どもの考え方とも一致いたしまして、従来心配せられておりましたような要素はこの特別会計の運営にはないという確信を得ましたので、私はこの特別会計に同意をいたしましたようなわけでございします。

中教審その他でいろいろ御心配になつておられますもの、いままでの特別会計が結局目的を十分達成しないままに終わつてしまつた、こういうところが一番の御心配であつたと思つてわけでありまして、今回の特別会計につきまし

ては、そのような御心配はなくて済むのではないか、このように私は思っております次第であります。

○秋山長造君 もう一度重ねてお尋ねしますが、文部大臣はこの中教審の答申はできるだけ尊重していくという心がまえでいらっしゃるものとしての私の質問ですが、それは必ずしもそうでないというなら、これはまた別ですけれども、「なお、慎重に検討する必要がある。」、こういうことを特にここで強調しておきたいことは、さつき私が申し上げたような意味も含めておると思うのですが、その慎重に検討してもらいたいということが、これは権威ある中教審の答申として出ているのですから、この点についてやはり文部大臣として、文部省としては、慎重に私は検討されなければいかぬと思う、具体的に。ただ、よく何日か夜の目も寝ずに考えてみたというだけでは、これは慎重に検討したということには通用せぬと思う。やはり何か具体的な筋道で検討する運びをされたかどうかというのを、もう一ぺんお尋ねしておきたいと思うのです。

それから、大蔵大臣は、この中教審の答申というものを十分腹に入れた上で、その答申というものを踏まえた上でこの特別会計というものを考えたのかどうか。あるいは大蔵大臣は、ただ会計制度の便宜的といいますが、技術的なことだけで結論を出されたのかどうかということについて、重ねてお伺いいたします。

○国務大臣(澤尾弘吉君) 中教審の答申につきましては、もとよりわれわれといたしましてはその趣旨を尊重する考え方であります。今回のこの案をつ

くるにいたしましたとしても、中教審におけるいろいろな御審議の内容等も私もあらかじめ伺いましたわけでございす。しかし、この特別会計に踏み切ることによりまして中教審の御趣旨というものと全然反したことを考えたつもりはございません。

なお、この特別会計の設定ということにつきましては、慎重ということとございす。私としては、関係の向きに對しまして、それぞれ意見も徴し御相談もいたしまして、そうしてこれに決定いたしましたのであります。そういうふうな関係の深い向きにおきましてどうしても同意ができないうふうなもの、無理に押し切つてまでやるというふうな心持はさらさらなかつたのであります。幸いにして御了解もいただきましたので、この特別会計ということに踏み切りましたようなわけでございす。慎重さを欠いておるといふ御批判は、あるいはそれで消えるものではないかもしれせんけれども、実質的に考えまして、私としては、十分考えました上で最終的な結論に到達いたしましたつもりでございす。

○国務大臣(田中角榮君) 私も、特別会計をつくるときには中教審の答申を大いに尊重してやつたわけでございす。この中教審の答申というものはどういふものかということ、もう私が申し上げるまでもなく、現在の特別会計制度の中で、学校施設の充実等をはかつていかなければならない現段階において、これで一体いいのかという問題に達着しているわけでございす。むやみに、要求をしても、なかなかそ

の目的が達成できない、それでは過去にやつた特別会計制度にまた踏み切れまいという論もありまふけれども、過去にも実績をあげたけれども、またいろいろ問題もあつたので、特別会計は廃止をせざるを得なくなつたのだから、一般会計でできないからといって特別会計に踏み切ることに対しては、慎重でなければいけません。しかし、何らかの処置をとらなければならぬというところは、こういうことは中教審の答申にあふれておるわけ

でございます。私たち財政当局の立場からではございせん。この国立大学を何とかよくしたいという考えには、文部当局に比べても人後に落ちるものではございせん。そういう意味で、乏しい財政の中でいかにすれば国立学校の要請にこたえられるかというところを十分考えた結果、かくすることが一番よろしいと、こう考えて、幸いに文部当局もよろしいということになつたのでありますから、中教審の答申等も十分尊重しているということは一ひつ御理解いただけたらと思うわけでございす。

もう一つつけ加えて申し上げますと、文部大臣に対しては、確かに私のほうでももつと一年前くらいから申し上げればいいじゃないかという考え方はございす。これは七月に私が学校特別会計に対して検討を命じまして、八月の末に各省から概算要求がございまして、それを査定しながら、財政法に基づく対策をつくつて、それを十二月にこれの閣議決定をするわけでございす。しかし、国会に出す政府の最終案をきめるには、一月二十日の閣議で正式に決定をして国会に提出す

るわけでございすので、その間ににおいて十分文部大臣はお考えになられ、この中教審の答申にあるように、特別会計に移すとしても、過去のような特別会計の状態でない問題があつたものは避けなければいけない、いわゆる独立会計ということでもって独立採算制を要求してはならないといううなことで、注意しておるわけでございす。文部大臣は、私たちのこの要請に對して、過去の特別会計のように独立採算制の特別会計ではなくという前提をまず要求せられまして、それから一般会計からの繰り入れも一般会計において現在やつておると同時に最優先的にこれを行なう、こういう第二の条件をきめられたわけでございす。

その上で、特別会計に移るならば、いまの一般会計ではできない二千億の国有財産は全部出せとか、それから予想以上に収入があつた場合にはこれを使わせとか、また財産を売り払つた収入はそのまま施設のほうに投入できるとか、またいまの状態は東大のおきの道路を広げるような状態がございす。こういうときは一般会計でもつてたまたまらつておるわけでございす。今度特別会計の財産を一般会計が使用する場合には有償で一般会計から金を払う、特別会計に入つたものは絶対に一銭もいただかなくて、私のほうで今度少しでも土地でもなんでもいただく場合には金を差し上げますと、こういうのですから、いまの一般会計より非常に前進的なものであるということは、もう私が申し上げるまでもないのであります。その意味においても、中教審の答申の高い理想の実現のために特別会計に踏み切つたと、

このように私は理解しておるのであります。

○秋山長造君 大蔵大臣の、いまの点についておっしゃる限りでは、それはそうかもしれぬ。そうかもしれぬけれども、ただ、大蔵大臣は、この中教審の答申をまるで首つ引きで読まれて尊重されたようなことをおっしゃるけれども、いまになつてさういうふうにおつしやつておるだけで、これはやはり個人がただ自分の心がまえとしてこれを尊重したいんだという趣旨のものじゃないと思うのですよ、こういう種類の答申というものは、やはりこれを政府として慎重に検討すると、十分充実に考へるということである以上は、文部大臣は文部大臣で、私もよく読んで考へる、大蔵大臣は大蔵大臣で、私もよく読んで考へると、こういうんでんことを言つておつたので、これはほんとうに慎重に検討したと、尊重したということにならぬ。やはりそこに政府というものの重要さがあるわけでして、やはりこれを慎重に考へるといふ以上は、大蔵大臣と文部大臣とが十分最初から相談し合つて事を運ばれるということも含まれるでしょうけれども、同時に、国立大学協会というふうな、最もこの問題について関心を持ち、また直接関係の深い団体があるわけですから、しかも、そこにはこういう問題についての最高權威者が網羅されておるわけですから、だから、さういふ人たちのも入れて、そして何らかの具体的な形で事を運んでいくということが、私はあるべき姿じゃないか、取り運ばれる筋道じゃないかというのを申し上げておるわけです。

で、文部大臣も、個々に、何か、意見を聞かれたけれども、どなたも、それは絶対反対だという意見もなかったのというふうなお話ですけれども、これはいまだ急場の間に合わせにおつしやるだけのことであつて、早い話が、国立大学協会という、全国の国立大学の学長全員を網羅してつくつておられる協会ですが、その国立大学協会会長の大河内さんから、この問題についての意見が出ておるのを見ましても、「今回提出された国立学校特別会計制度については、われわれに十分検討するいとまが与えられなかつたことは遺憾である」と。これは遺憾なはずですね。かつてあなた方きめておいて、あとからどうだと言われて、しかも、言われたのは、年末年始の一番人の集まりにくい、一番物事を相談しようといつてもしにくい、忙しいときでしよう。そういうときに、ただ形式的に、どうだと、これは十分やるといふが、いのは当然だと思ふのです。だから、なぜそれほど早々に間に急がなければならぬのか。皆さんのおつしやつておるのを見て、当面、それなら、この三十九年度に特別会計にしたら、たちまちどれだけのことがあるかといふことから考えましても、もう少し手続を慎重に、段階を踏んで民主的に選ばれた上でやられるべきだったと。大体、これだけの大きなものを、法律案と予算と同時に出して、同時に成立さそうといふところ、それも私は無理があると思ふ。

まず、原則をきめ、方針をきめ、そして法律なら法律をきめて、そして少なくとも一年間ぐらひは準備期間といふものを置いて、そしてその間に、た

とせば、一番重要なことは、田中大蔵大臣の提案説明にも書いてありますし、法案の最後にくつておるところの理由にも書いてあるように、「国立学校の充実」ということが、これは主目的なんです。充実という以上は、じゃ、特別会計に切りかえることによつて、そして大学あるいは国立学校といふものをどういふ計画でどのよう

○国務大臣(田中角榮君) いろいろの御議論もございまして、秋山さんの言うことも理解できますが、しかし、財政当局の考え方からもひとつ御理解いただきたいのは、万全のために万全といふことをは確かに必要であります。であります、やはりあるそのタイムリミットといふもの、いいことは一日も、いつときでも早くやるといふこともあるわけでありまして、ですから、この問題に対しては、御承知のように、私はこの中教審の答申の少なくとも大学の財政に関する項目は、あなたのように読んでおらないのであります。これは特別会計の問題に對しては、過去に行なつた特別会計で好まざる部面が全部払拭せられて、より合理的な制度ができることを要求しておるので

あります。私はそういう意味で、文部大臣も私との話し合いの間でもつて、過去のように独立会計といふことで独立性を要求してはならないと、また特別会計に移すようなことによつて授業料は値上げはしません、それから一般会計ではできるだけ最優先のものとして将来も財政支出に應じますかといふことを念を押されたわけでありまして、でありますから、文部大臣が企図せられたことは、この特別会計をつくることによつて、いまの一般会計の中にあるよりもこの答申に沿つた支出が望まれるというために念を押されて、大蔵省側としてはその問題に對しては協定書をつくつておる。全部文部省側の意見を入れたわけでありまして、これは中教審の答申が出ておるその線に沿つて前進体制をとるためにやつたのでありますから、その間の事情は十分ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

この問題に對しては、非常にむづかしい問題だから、予算と一緒ではなく、法律案を通しておつて、三年もたつたら、三カ年後に移行すべきであるといふ議論も確かにあります。そういう例も過去にありません。あります、この委員会においても十分御審議がございまして税制調査会との問題等もございまして。税制調査会からの答申にもないものを新しく減税としてやる場合には、もう一ぺん諮問してはどうかという議論は確かにありますし、慎重さを、特に慎重にやるためには、それも一つの道でありますし、そうあることは好ましいかも知れませんが、やはりいいことはいつときも早くやらなければならぬといふことも一つの要

諦だと思ふのです。そういう意味で、この答申の線に沿つて、しかもこの望んでおることを見現する会計制度に移行することでございますから、できるだけ早く踏み切つたほうがいい、こういう考え方に立つたわけでございます。

一体、この特別会計に移ることによつて何が一体いいことがあるのか。いいことがあるためにつくつた会計でございますから、いいことはあるといふ考え方でございます。それは先ほど申し上げましたとおり、不用財産を売り払つても一般会計に入りますから、なかなか売り払わないのであります。ぼろの校舎におりながら、膨大な用地を持つておりながら、用地は売りにたくない。何とかして学校だけ建ててくれと、こういうことをやつておるうちに、じんぜん日がむなしゅうされておつたのであります。今度は、自分でもって売れば、売つたものは自分の財政収入になつて、鉄筋コンクリートの四階や五階ができる、こういうことでありますから、非常に積極的になるということは、他の特別会計をつくつた例はみんなそうであります。こういう問題は、私よりもあなたの方のほうがずっと専門的でございますから、自分でもつて知る限りに、この土地をこれだけ処分をして、こういう新しい施設をつくつたほうがいいといふことについては、あなたのほうが十分御承知のことであるから、ですから、そういうことが直ちに具体化されるという問題が一つ。

もう一つは、この特別会計に移ることによりまして五カ年計画といふものが促進されるということは事実であります。これはもう道路特別会計、治水特別会計、ダム特別会計、あらゆる特別会計ができてから五カ年計画といふものが非常に合理的になつてきたという事実が証明しておるところであります。一般会計でもつて五カ年計画をつくつて、この五カ年計画を遂行するために特別会計に移つたほうがいいといふ議論も、確かに一つの議論であります。特別会計に移つた一番初めの仕事として今度はつくればできるのでありますから、そういう意味で特別会計に移行することが合理的な五カ年計画、十カ年計画という長期計画を促進する要因にもなるというようにお考えになつていただければ、少なくとも一般会計の中であつたよりも、特別会計に移行して、しかもあなたが注文されるようなことが完全に確立せられれば、非常にいい制度になるであらうといふように御理解いただきたいと思ひます。

○秋山長造君 いまいろいろおつしやつたことは、これはもういわゆる田中式なものの考え方、取り運びのしかた、これはまあ田中式考え方として一応お聞きいたしますが、しかし、私の言ふのは、大臣は、いいことなら何でも急いだらいいじゃないかといふように、きわめて簡単におつしやる。それはたとえば個人の会社をどうこうするといふなら、それは社長がいいことならいいといふことで、それはおやりになつたらいいでしょう。いいけれども、やはりものには順序もある。それから同時に、いいことなら何でもい、少々手続に問題があつてもいいこととなつたらいいのだといふことは、一國の国務大臣として事をお運び

になる場合には、これは言い切れぬのではない。私はやはり十分尽くすべき手続というものは尽くした上で取り運んでいくことがこの種の問題については一番いいんじゃないか、あるべき姿ではないかということを申し上げておるわけです。

で、この問題ばかりやっておつても、あとが進みませんけれども、ただいまの点についても一つだけ念のためお尋ねしておくことは、文部省の見解は全部入れた、こういうようなお話があった。で、文部省の見解を全部入れたというその意見、それはどういうことが一体あるのか。この問題については、聞くところによると、文部大臣と大蔵大臣との間に取りかわされた協定事項といいますが、了解事項といいますが、約束といいますが、そういうものがあるという話も承つておるのですが、その点をこの機会に明確にしておいていただきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 一、この特別会計は、国立学校の充実を図り、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである。二、この特別会計は、国立学校特別会計の独立採算を目的とするものではない。したがって、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。三、この特別会計に属する不用の財産を処分して、その収入を国立学校の内容充実にあてることを容易にするため、今後においても必要がある場合においては、建交換を行なうに必要なる予算と国庫債務負担行為の計上を図ることとする。四、この特別会計の歳出予算の移流用については、教育研究の実情に即して弾力的な取扱をするよ

うに努めることとする。以上四点であります。

○秋山長造君 十二項目にわたる協定がなされたという話も聞くわけですが、それは間違いないですか。四点ですか。ということ、それからこれは両大臣の間のどういう性質の文書になるのですか、約束になるのですか、それだけの権威を持った約束になるか、その点。

○国務大臣(田中角榮君) 十何項目と言われたが、この四項目だけは協定書にしております。覚え書きになっておるわけですが、あとの、残余の項目は法律の中に盛り込んだということでございます。それから、どの程度の効力があるかということ、これは役所同士の約束でございますし、いやくも議院の公の場でこれを読み上げておるのでございます。まあ法律に近いという、まあまあ相当なものであるかと思ひます。

○秋山長造君 これはきわめて重大なことなんで、まあまあというふうなことは困るのですね。役所同士の覚え書きというの、どれだけの権威を持つてどれだけの拘束力を将来に持つのか、そこらをもう一度はつきりしておいてもらいたい。

それから、その四項目は協定と、あとの点は法案の中に書いてあるということをおっしゃったんですが、その点を、法案の中に書いてある約束はどれとどれというのを、これ、そういうことを何か書いた資料はないですか。ばつぱつばつとそこで読み上げられて、そしてこれはもう役所同士の約束だからまあまあ相当なんというふう

なことで済まされては困る。

○国務大臣(田中角榮君) 法文の中に書き加えたという事項については両省の政府委員をしてお答えをしますが、この四項目は覚え書きという公文になつておりまして、文部事務次官内藤氏と大蔵省主計局長佐藤君の両名による官印を押してございす公文書でございます。國會は拘束いたしません。両省は少なうともこの覚え書きの拘束を受けるわけであります。

○政府委員(相澤英之君) 国立学校の特別会計制度を設けるにあたりまして、文部省から法令の内容として、あるいは実行上ぜひそのようにしてもらいたいという要望の点が十一項目ございました。先ほど大臣から答弁いたしましたように、法文に盛り得るものはずべて盛りまして、法文に書き得ない四点について両省間の、両省事務当局間の覚え書きとしてこれを明らかにすることにしたわけでございます。

文部省の要望がございましたら、法文に盛りました点を申し上げますと、第三項に「借入金金の制度を設け、財政投融資資金を導入して施設(病院)整備の促進に資する。これは法律に書いてございす。」

「この特別会計において支払上現金が不足するときは、年度内の一時借入金をする事ができる。これも規定がございす。」

○秋山長造君 ちよつと……

○委員長(新谷寅三郎君) 相澤君、ちよつと待ってください。

○秋山長造君 そんなもの読み上げて、一体三項といつて、どの三項やらわからぬので、もう少し、これだけ重

大な問題、重大なこれは取りきめだと思ふ。どういふ法律的效果があるのかあとで教えていただきたいと思ふのですけれども、もう少しよく徹底するように順を追つて説明してください。大体、あなた、そういうものがあるなら、どうせ質問が出ることはわかつてゐるのだ。紙に印刷くらいしてきて配りなさい。不親切ですよ。

○政府委員(相澤英之君) 要望点は、先ほど申し上げましたが、十一項目でございます。そのうちの第一点が「この特別会計は、国立学校の充実を促進する趣旨のものである。これは先ほどの覚え書きにありましたものと同様でございます。第二点「この特別会計は、国立学校会計の独立採算制を目的とするものではなく、したがって、一般会計の負担軽減を図る目的をもち、授業料等の値上げを企図してゐるものではない。」表現が多少違ひますが、この覚え書きの第二点にこのことは載つております。第三点「借入金金の制度を設け、財政投融資資金を導入して施設(病院)整備の促進に資する。これは法律に規定がございす。」第四点「この特別会計において支払上現金が不足するときは、年度内の一時借入金をする事ができる。」これが第四点。これは法律に規定してございす。

○秋山長造君 こんなものをべらべら読み上げて、それで、はいわかりましたというわけではない。逆に私がそうやってごらんない。大臣、はい、わかったと言えますか。この問題じゃなく、ほかの問題で。

○委員長(新谷寅三郎君) いまの資料

はすぐにご覧いただけますか。

○政府委員(相澤英之君) よろしゅうございす。

○委員長(新谷寅三郎君) あれば、すぐに配付していただきたいと思ひます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めてください。

○政府委員(相澤英之君) 国立学校の特別会計制度につきまして、文部省の御要望は十一項目ございました。そのうちの第一点は、「この特別会計は、国立学校の充実を図り、かつ、今後における拡充整備を促進する趣旨のものである。」これが覚え書きの第一項に記載してございす。それから第二、「この特別会計は、国立学校会計の独立採算制を目的とするものではなく、したがって、一般会計の負担軽減を図る目的をもち、授業料等の値上げを企図してゐるものではない。」、多少表現は変わつておりますが、覚え書きの第二点に書いてございす。

第三、「借入金金の制度を設け、財政投融資資金を導入して施設(病院)整備の促進に資する。」これは特別会計法の第七条「借入金」というところに規定がございまして、読み上げますと、「この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をする事ができる。」

「2 前項の規定による借入金金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。」これでございす。

第四点、「この特別会計において支

払上現金が不足するときは、年度内の一時借入金をする事ができる。」これは法律の第九條に規定がございす。読み上げますと、第一項「この會計において、支払上現金に不足があるときは、この會計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することが出来る。」第二項「前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならぬ。」第三項「第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。」

それから、次の第五項でございす。が、「この會計の剰余金は、一般會計における剰余金とは異なり、全額この會計の財源とされる。特にこの剰余金の一部（歳入予算超過分）は、積立金として積み立て、施設の整備に充てらる。」これは法律の第十二條に「この會計において、毎會計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積み立て、なお、剰余金があるときは、翌年の歳入に繰り入れなければならぬ。」政令で歳入超過分が積み立て金となるように規定する予定でございす。第二項に「この會計において、毎會計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。」第三項に「この會計の積立金は、国立学校の施設の整備の財源に充てるため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この會計の歳入に繰り入れることができる。」第四項「この會計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができると。で、積み立て金に關しては、

第十二條にかように規定してございす。

それから、第六項「歳入予算の超過額については、病院等の経営に直接必要な経費に充てるよう弾力条項を設け、その円滑な運営を図る。」と。これは三十九年特別會計予算總則の第十五條に規定を置いてございす。その第六項に「国立学校特別會計において、附屬病院等収入その他の収入が、それぞれこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、当該事業量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることが出来る。」かように規定を置いてございす。いわゆる弾力条項といわれております規定でございす。

それから、要望の第七項、「現在国立学校の管理する国有財産は、原則として一切この特別會計の財産として扱ひ出資されるものとして、今後その財産が学校としての使用目的に供されなくなつた場合においても、これを換価した代金は、従来のような一般行政の財源とはせず、この特別會計の歳入として国立学校の内容の充実にあてらる。」これは法律の附則の第四項に規定がございす。この法律施行の際一般會計に所屬する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この會計に歸屬するものとす。」という規定と、それから、この規定によりまして、現在国立学校が使用してございす一般會計所屬の財産は一切この特別會計に扱ひ出資されたこととなります。そうしてこの財産の処分収入がこの特別會計の歳入となりますことは、この特別會計法の第三條におきまして、「この會計においては、一般會計からの繰入金、授業料、入學料、検定料、病院収入、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附屬雑収入をもつてその歳入として」という規定がございす。この「財産処分収入」がこれに当たるわけでございす。財産の処分収入がすべての特別會計の歳入になつて、その大学の歳出の財源になる、かよふになつておるわけでございす。

それから、要望の八項は、「今後この特別會計の財産を処分する場合は、従来のように、他の行政目的のために減額譲渡または無償譲渡することは、原則として行なわぬ。」これは特にこの国立学校特別會計法に規定はございせんが、国有財産の処分がございまして、国有財産法の原則によりまして、当然その処分は有償となつてゐるわけでございす。

それから、第九項、「今後一般會計の財産を国立学校の用に供するためこの特別會計に所管換をする場合は無償とし、この特別會計の財産を他の會計に所管換をする場合は、原則として有償とする。」この規定でございす。つまり、一般會計から特別會計にやる場合にはただ、それから特別會計に所管がえをする場合には有償ということとございす。で、この一般會計から特別會計に所管がえをする場合の規定は、この法律の附則の第七項に規定を置いてございす。「一般會計所屬の国有財産を国立学校の用に供するためこの會計に所管換若しくは所屬替（以下次項において「所管換等」といふ。）をし、又は使用させる場合においては、

当分の間、無償として整理するものとす。」この規定でございす。それから、この特別會計の財産を他の會計に所管がえする場合は有償の規定は、これはこの国立学校法に規定はございせんが、国有財産の所管がえをする場合は原則として有償とするという国有財産法の規定によつて、かういふふうになつてゐるわけでございす。

それから、第十項、「この特別會計に屬する不用の財産を処分してその代金を国立学校の内容充実にあてることが出来るようにするため、建交換を行なうに必要な予算枠と国庫債務負担行為枠とを設ける。」これは昭和三十一年度の国立学校予算の国庫債務負担行為は七億二千五百万円、鳥取大学の施設の整備のために昭和四十一年度において国庫の負担となる契約を三十九年度において結ぶ必要があるという規定を置いてございす。これは国庫債務負担行為でございす。

それから、要望の第十一点でございす。が、「研究費その他国立学校の運営費については、特別會計にふさわしいように、実情に即した使用ができるようにする。」これは覚え書きの第四項に書いてございまして「この特別會計の歳出予算の移流用については、教育研究の実情に即して弾力的な取扱いをするように努めることとする。」というところでございす。それから、なお、特別會計の予算總則の第十七條に各項の間の移用ができる場合の規定を置いてございす。国立学校の特別會計は、この規定によりまして歳出予算の執行上必要に基いて各項間の移用ができるようになってございす。これもこの覚え書きの第十一项に基くと

ころの措置でございす。以上でございす。

○豊瀬一君 関連して。ちよつと、自後の問題について大蔵大臣の所見を明確に承つておきたいと思う。大臣の先ほどの秋山委員に対する答弁を聞いておきますと、こんな男ぶりのいいのを婿にしてやつたのだから喜ぶ喜ぶというわけだ。ところが、中教審が答申をして、行政の筋からして、当然答申を受けた文部省が一つの結論を出す、これを受けて大蔵省と協議をする、これが望ましいことですね。自後のいろいろの問題で、各省が諮問委員会を持つて答申をした際には、内容の結果的な扱いのいかんにかかわらず、当然所管の省が一つの考えを持つ、その間に大蔵省と協議をしていくという形は重要であらう。当然その省としては、答申に対する尊重と、その結論を出すべきの手續のゆとりを与えるべきだと思ふのですが、今回の場合はそれについて若干の落ちがあつた、慎重さを欠いたと思ふのですが、自後予算に關係することだから、各省が積極的に出てこないでも、あるいは答申に対して結論を持たないでも、大蔵省自体で必要なことは金に關する限りはこちらでやつていくのだ、かういふかまえていられるかどうか。今後の問題としての見解を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 答申を受けまして、その文部省なら文部省、また道路に關しては建設省、農地その他に對しては農林省等が立案をせられて討議をせられることは、それはもう非常にけつこうなことでありまして、私たちがもうありたいと考えております。ただ、法律の規定は、財政法の規定

は、御承知のとおり、総理大臣及び各省各庁の長は大蔵省に予算の要求をしなければならぬ。この要求に対して大蔵大臣は対案を示さなければならぬ。この対案を示したものに對して、関係省との間に話を詰めて、最終決定を閣議において行なうわけであり、同時に、憲法の規定によつて、国会に對しては内閣は連帶して責任を負つておるわけであり、であります。それから、大蔵省にその各省から出したもの以外のものを大蔵省から一方的に出してはならない、こういうことは、そういたしますと申し上げられないわけであり、財政法の規定はそのようになって、対案を出さなければならぬわけであり、であります。それから、その対案を出す過程において、各省が要求をせられなかつたものに対して大蔵省は対案を出すということは、これはもう毎度のことであります。つまり、財政法の規定もそのようになっておるわけであり、いま申し上げたようなわけであり、この答申等があるものに対しては、私たちが言わないうちに、また御相談をいただくということは、非常に私たちが思ひます。それでありますから、一切何も言わないうちに大蔵省に出してはいけない、こういうふうには法制的にたてまえ上ないわけであり、それから、御理解いただきたい。国会に對しては、あるいは法律案でもあるいは予算でも、閣議で決定をしまして、連帶して内閣総理大臣の名において国会に審議を求めておるわけであり、過程においてはいろいろな事態があるわけであり、国会に對して

はやはり閣議がもとであるということをお考へいただきたい。私たちが大蔵省が財政上とかそういう立場で申し上げたのではなく、この会計などは文部省との合意が達せられれば前進である、こういう考え方で示し進めたいと思ひます。

○豊瀬一君 筋論としてそのとおりであることは私も了解しております。財政法にはそのけじめを明らかにしておるのであります。過程においては各省が――文部大臣のほう若干サボつておつたためにこういう事になります。このことについては文部、大蔵両方とも今後、諸機関を設けし答申が出た問題については、両者の関係がこの問題のようにならないように今後の手順を進めていただきたいと思ひます。

○秋山長造君 たいだいま事務局のほうから十一項目にわたる説明がありましたが、それらの細目についてはおいらが具体的な内容に入つてから御質問をいたしますが、その前に、さつきも私お尋ねをしてまだ御答弁がないので、この文部次官と主計局長との間で取りかわされた覚え書きというものは、これはどういう法的拘束力を持つものかということについての御答弁がないのですが、その点をもう一度、大事なことでありますから、確かめておきたい。

○國務大臣(田中角榮君) 両省を拘束する、こういうことでございます。

○秋山長造君 永久にですか。

○國務大臣(田中角榮君) まあ別な協定とか、それからそれを打ち消すような協定が新たに結ばれない限り、ずっと効力を発生するというところでござい

○秋山長造君 これは当事者がかわりまして、内閣がかわりまして、これはあらためて打ち消すという話し合いができない限りは、いつまでも強力に拘束すると、こういうことでござい

○國務大臣(田中角榮君) 両省とも、次官會議の決定を受けたものと同じく、省議にかけてやつておるのでありますから、その覚え書きの署名者は事務次官であり、一方は主計局長であつても、私と文部大臣との約束と同じことでありまして、それに対しては両省とも誠意をもってその趣旨に違背しないようにしなければならぬことは、けだし当然でございます。

○秋山長造君 後段の、内閣がかわつた場合は……

○國務大臣(田中角榮君) 内閣がかわりまして、その省――文部省と大蔵省が約束をしたことでございますから、守ります。

○秋山長造君 いまの点は文部大臣も同じ御見解ですね。

○國務大臣(尾形弘吉君) そのとおりでございます。

○秋山長造君 きわめて両大臣とも明確な御答弁ですから、そのとおり承つておきます。

そこで、逐次内容に入つての御質問をしたいと思うのですが、先ほども

ちよつと触れましたけれども、これだけの大変革を大学財政の面についておやりになる以上は、文部省として長期にわたる国立大学の充實計画、大学の整備拡充の計画というものを考えになつておるはずだと思ひます。本来からいいますと、事の順序からいいますと、そういうものがほゞ目算がついた上でこの切りかえということが行なわれてしかるべきじゃないかというように思ふのです。いま長期の計画をどういうように考えておられるかということについて、御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(尾形弘吉君) 文部省としては、大学の施設設備の整備につ

まして、これまで五カ年計画を立てまして、現にそれを実施中でござい

ます。この法律案が成立いたしました

特別会計でいろいろ事項が行なわれ

るといふことになりまして、これら

をさらに取り入れまして、充實した整

備計画を確立してまいりたいと思ひ

ますが、現在無計画でやつておるわけ

じゃございません。五カ年計画を現に

実施中でございます。いずれまたさら

にいいものををつくつてまいりたい、こ

のように考えております。

○秋山長造君 現に五カ年計画を実施

中だといふお話があつたわけですが、

実は先般文教委員会での資料を要求

しましたところが、こういう一枚の表

を出されたわけですが、しかも、しか

し、これではこの特別会計への切りか

えといふことを前提にしない段階での

計画なんです、この計画ですらきわ

めて簡単過ぎて、ほんとうに文部省が

どれだけ腰を据えて大学の施設整備計

画と取り組んでおるかよくわからな

い。だから、もつと親切、詳細な計画

を出してほしいということを注文した

わけですが、まだ不幸にして出

てまいりませんが、いま行なわれてお

る程度の計画は、これは何も特別会計

に切りかえるというようなことをやら

なくても、これは大蔵省が一般会計の

予算をふやさすれば十分できるこ

とですからね。ですから、これはいま

すでにやつておるといふことは、この

特別会計についての計画としては、こ

れは問題にならぬと思う。筋が違うと

思う。少なくとも三十九年度から特別

会計に切りかえる。しかも、先ほど大

蔵大臣が大いに吹聴されるような、

まことに靈驗あらたかな特別会計だ

といふことなら、このいままでの一般

計でやつておつた計画などはもう根

本的に面目を一新した長期計画とい

ものがあつてしかるべきだと思ふの

ですけれども、その計画について文部

省はどれだけ今日の段階で構想してお

れるのか。

それからまた、いますぐ書いたもの

が出せぬ。それは出せぬと思う。こ

れはもう順序が逆になつておるのだ

らね。だから、出せぬと思ひますが、

のかということだと思ふ。だから、そこら辺について、ただこの四項目にわたる覚え書きへ判こをついたということだけでは、なかなか実際には問題は一歩も前進はせぬだらうと思ふんです。そういう将来の構想について、一体、大蔵大臣と文部大臣との間で具体的にどの程度のことをやっていくことを考えておられるか。

で、早い話が、この間も新聞を見ておりますと、三十日の当委員会、大蔵大臣は、東京大学をどこへ移す腹をきめたというのです。そうしてこれを一流の大学に仕立て上げるには一千万円かかる、これは特別会計なら出来るんだというように大みえを切っておられる。正確な内容は私はわかりません。新聞を見ただけです。しかし、これと衆議院のほうでも同じような発言があったように聞いておりますので、大蔵大臣としてはこれはよほど考えられてのことだろうと思ふのですが、将来の構想といえますか、そういう東京大学をどこへ移すというようなことを大蔵大臣が責任を持っておっしゃるからには、これはなおさら当然、文部大臣としては、もうその腹づもりが、大蔵大臣がその発言をされる前に、すでにできて、十分意思を統一した上で大蔵大臣からの御発言であらうと思ふのが常識です。ですから、そういうものを含めての将来の計画、これはこまかい数字をあげての計画はできていないということは、もういま明白なんですから、そこまでは要求しません。

東京大学はどうするんだ、京都大学はどうするんだ、どこの大学はどうするんだ、どこへ持っていくんだというぐらゐのことがなければ、大蔵大臣がそんなことを軽々におっしゃるはずがない。

文部大臣から前段の御質問に対する御答弁を、後段の質問については両大臣からひとつ御答弁をいただきました。

○国務大臣(渡尾弘吉君) 現在手持ちの計画といへば、先ほど申し上げましたとおりであります。その際にも申し上げましたように、今後さらに検討いたしまして、いい計画を立ててまいりたいと思つておるわけでありまして、それには、この特別会計法を大いに活用したいと思ひます。

ただ、文部省としましては、御承知のように、いわゆる大学の急増対策と申しますか、こういうものを当面の問題としてかかえております。まず、これに対する計画をどういうふうにするかというところをきまして、その上で全体にわたつていわゆる長期の計画というものを、従来あるがごとく、だいたい御批判もいただきましたが、ああいうものでなしに、もつとりつばなものを一つつて推進してまいりたい、このような心組みでおるわけでございます。

大蔵大臣の御発言につきましては、大蔵大臣からお答えがあることと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 特別会計をつくった精神にのつとめて、これからの大学の拡充計画につきましては、文部大臣の意向を十分尊重してまいりたい、このように考えます。

第二点の、東京大学の移転の問題は、これは移転をすると言つたわけじゃございません。私が申し上げたのは、特別会計になれば一体どういふプ

ラスがあるんだ、一般会計ではできないことが特別会計になればできるということがあるのかと、こういう御質問に對しまして、たとえばの話でございますというのをちゃんと速記録に残してございまして、たとえの話でございますが、東京大学というものを移転しようと思つても、現在の一般会計の中で移すということは非常にむずかしい話でございます。であります。

特別会計の形にすれば、建て交換の制度を今度設けておりますので、まあ天城山麓になりますか、富士山麓になりますか、百万坪も合理的な土地を選定をして、そこに理想的な大学の設備をしてくれるならば、いまのものとの交換をするということも可能になるわけでありまして、特別会計というものは非常に進歩的な前進的な制度だと思ひますと、こう答えたわけでございます。

しかし、これは、第三点目に申し上げると、私は、文部大臣がお進めになろうという気になれば、東京や大阪から大学などはもつと理想的なところに移したい、こういう個人的な希望があることは明らかにいたしておりました。それは、いまの東京や大阪の俗いんの中でのなかなか勉強することも難いわけでありまして、もうそこそこじゅうに分校などがある、大学の管理そのものもたいへんだと思ひます。私は、そういう意味で、外国に比肩するような合理的な、またりつばな大学を将来つくるのなら、明治初年のわれわれの先覚が考えましたとおりに、われわれも、もう百年もたつておれば、新しい視野に立つて新しい施設をするということでは好ましいことだと考えておるわけでございますが、文部大臣の所管でございまして、私は、そういうことを言つてくれば、私どものほうでもひとつ大いに協力をする、こういう考えでございます。

○国務大臣(渡尾弘吉君) 大蔵大臣の御発言の趣旨については御了解をいただいたと思つてございしますが、私はその心持ちにつきましては非常に意を強くいたしておるわけでありまして、将来、大学の移転といふふうな問題を考えなければならぬときが必ずあるのじゃないか、このようにも思つております。主管大臣のことでもありますので、そう簡単に、どこの大学をどこへ移すといふことまで申し上げるわけには参りませんが、今後の考えとしては、今のままでございしてもあそこに残しておかなくちゃならぬというところは考へていない。時宜に適した対策というものを立ててまいらなければならぬと思ひます。幸いに大蔵大臣のたまたまの御答弁で意を強くいたしておるわけでありまして。

○秋山長造君 主管大臣としては軽々に言えぬというの、これは当然のことだろうと思ふのですが、私も、この点は最も影響の大きいことですから、大蔵大臣、明確にもう一度お答え願ひたい。私の聞いたところでは、衆議院の大蔵委員会での大臣の御発言は、これも今日その速記録がありますが、仮定の問題として、かりに東京大学を移すとなれば云々と、こういうきわめて慎重な御答弁です。参議院で、この間の三十日の大蔵委員会での御答弁を、まだ速記録はできておりませんが、ただ新聞報道と、それからこの委員会でも聞いておられた方の話を間接に私聞いて

た限りにおいては、その限りにおいては、衆議院でおつちやつたかたにいう、とすればということではなくて、いまの大蔵大臣のお話でも、たとえばということばに変わつておる。これはかりにというのと、たとえばというのとはいふ違ふ。考えてごらんない、違ひますよ。たとえばというの、大蔵大臣、大阪をどうする、東京をどうする、どこをどうすると、幾つか構想を考えられておつて、その中の一つを抜き出して、たとえば東京についてはどうだ、こういうことに受け取られるのではない。そこに新聞にも、これは一つの新聞だけでなしに、多くの新聞に断定的な、大蔵大臣がその腹でおやりになるのだというふうな書き方がしてあるのですが、もう一度、これは非常に影響の大きい問題ですから、明確にしておいていただきたいことと。

それから、もう一点、大蔵大臣急いでおられるようですからお伺ひいたしますが、これは両大臣にお伺ひいたします。せんだつてから問題になつておる筑波地区に研究学園都市をつくる、そうして大学は国立、公立、私立を含めて二十五校をそつちへ持つていくという話が、再三新聞で報道されておるのですが、やはり特別会計の問題とたちまちこれは関係してくる大きな問題だと思ふのですが、その点についての現状と、それから将来の見通し、計画等について、両大臣から責任ある御説明をこの際お願いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 東京大学移転にかかる発言は、衆議院の発言と同じ趣旨のことを申し上げたわけござ

います。これは、前後の速記録が出てくれば、ひとつお読みいただければいいわけでございますが、私が唐突に東京大学の移転をしたい、その移転をするためには特別会計をつくらんと申し上げたはずはないのであります。特別会計と一般会計との差等を申ししたわけでありまして、その御質問に対して私は答えておるわけです。たとえばこういうことです、仮定でございますというふうに、仮定問題としてこの御説明をしたと思いますが、いづれにしても、まづはございます。前提になることはございます。

○秋山長造君 いずれにしても、まづらがあつても、仮定のまづらかどうかということが重要な点ですから、その点の誤解があるから、非常にあると思ふのだ。私もそう思ひ込んでいたんです。だから、その点、この機会にはつきりしておいてください。

○国務大臣(田中角榮君) 私も原稿を持ってやつておるわけではありませんので、自分の発言に対してさだかに記憶いたしておりませんが、私の真意は衆議院大蔵委員会で申し上げたと同じ趣意で申し上げたということでありま

す。それから、第二の研究学園都市に対する問題であります。予算関係につきましましては、土地の購入費としまして、日本住宅公団に債務負担額を百四十七億円をつけております。それから、新規機構といたしましては、研究学園都市開発費といたしましては、これが業務に当たつておるはずでありま

す。そのほか調査費といたしまして、首都圏整備委員会に六十二万円、それから科学技術庁に百四十七万三千円、

農林省に五百二十四万二千円、通産省に三百五十万二千円、計千八百三十三万七千円、こういうもので予算上の措置をいたしておるわけでございます。現在の進捗状況はどうなつてゐるかということでございますが、近辺の地域につきましましては若干の変更がありま

す。これは当初予定した、全部進捗をた地域とはならないようでございます。最近ようやく前向きの話合いになつております。価格等につきましましては、いろいろ問題があるようでございます。大体同意を得られるものと

首都圏整備委員会より聞いておるわけでございます。土地買収につきましましては、一括日本住宅公団が行なうことになつておるわけでありま

うのと同時に考え方で、この特別会計の中で財産処分をやつてその収入を充てるといふようなことになるのか、あるいは一般会計から繰り入れてやるのか、そういう具体的な点については一体どの程度きまつておるのかということ、もう一度明確にしていただく

○国務大臣(田中角榮君) 筑波山ろくの問題につきましましては、土地の購入というところがまず第一でございます。土地の購入だけをやつてゐるわけでありま

す。各省でもつてどこが一体行くのかという問題については、まだ全然未定でございます。各省で筑波山ろくに出るようなものがあるかないか、そういうものをひとつ検討してもらいた

いというところであります。でありますからこの問題につきましましては、土地購入以外にはあまり進んでおらない、こういうことが言ひ得るわけでございます。しかし、土地購入ということが全部めどがつけば、ぼつぼつそこから実際の出るものを検討しなければなら

ななく、東大の移転とかいふ問題は、全然現在のところ関係はございません。

○秋山長造君 ちょっと、私の質問の順序があと先になつて都合が悪いんですが、大蔵大臣が席をどうしてもはずされるというところで、ちよつと先回りをしして大蔵大臣に御質問してお

きますが、先ほどの両省で取りかわされた覚え書きの第二項に、独立採算を目的とするものじゃない、したがつて授業料値上げその他を意図することはないというところが強調されてゐるわけ

です。だから、これでもう問題はきつめて明白なように思われるんですけども、しかし、過去の事例からいいますと、ただこの一項目がこの覚え書きに入つておるからといって、すぐわれわれ

するわけにいかない。

と申しますのは、昭和二十四年に厚生省所管の国立病院を特別会計に移した事実がございませう。そのときにもやはり独立採算に持つていくんじゃないですか、事業会計にしてしまふんじゃないかといふことがずいぶん問題

になり、そして衆議院では当分の間一般会計からの繰り入れを続行するといふ原案だつたのを、その「当分の間」というのを修正して削つて、そう

して独立採算といふことはこれはもう絶対国立病院についてはないんだといふことになつてゐたはずなんです。ところが、しかし、その後の経過を

ざつと調べてみますと、その移しかえをした当時は、国立病院特別会計への一般会計からの繰り入れ金は二五%以上であつたわけですね。それがその後だ

んだん少なくなりまして、三十五年度は一三・二%、三十七年度には一三・九%、三十八年度には二一・八%、三十九年度には二一・三%というふう

に、非常に急激に低下してきておるんですね。その結果がどういふことが行

なわれたかといふことです。これはもう大臣もよく御存じでしょう。せんだつて岡山

の結核療養所で訴訟の続行中になくなりましてあの朝日茂君の起こした朝日訴訟ですね、朝日裁判なんかの

ようなものが結果として出てきておるん

です。結局、独立採算にはしないといひながら、独立採算に事実上数字

の上からなつてきてゐることが、これ

は雄弁に物語られておる。そして医療

療保護による日用品というものは月六

百円に押えるというふうなことが強行

された結果が、朝日裁判、朝日訴訟と

いふことになつておる。たとえば、療

養所における付き添ひ制度の廃止と

か、あるいは病院療養所の看護婦を減

らす、患者に対する手当てというもの

が非常に不行き届きになるといふやう

な、有形無形のやつぱり裏が出てきて

いるわけですね。こういう事実があるも

のですから、しかも、この国立病院特

別会計法と今度の国立学校特別会計法

と、この読み比べてみますと、大体条

分の数も両方とも十八カ条あるんです

ね。どつちも十八カ条あるんです。大

体一条、二条、三条、とずつと順を追

つてみますと、今度の国立学校の特別

会計法とこの国立病院特別会計法とは

ほとんど同じです。ただ、第一条の設

置の目的は、病院、片一方は学校とい

ふだけですね。あとはもうほとんど大

体判で押したように同じことを書いて

ある。

だから、今度の、なるほど覚え書き

まで取りかわされておるわけですね

でも、これは当分の間は大臣も元気で

おられるわけですから、それはおや

めになつても、そうしてもらつてはお

れの食言になるから困るということに

もなるわけですね、政治信義を重んじ

られる田中さんのことですから、それ

はそうであるわけですね、だんだん

はさうし的に、事実上は独立採算とは

言ひ切れぬでも、実質的には独立採算

になつて、そして一般会計からの繰り

入れをあまり要求されると、何だ北海

道に演習林が遊んでゐるじゃないか、

千葉のほうには東京大学のあれが遊ん

でおるじゃないか、あれを売ったらどうだ、こうやられることになるんじゃないですか、実際には。また文部省のほうも、何年前かに覚え書きはあったとしても、やっぱり幾らか一般会計からの繰り入れをふやしてもらおうと思えば、二へんが三へん、三へんが五へんというように、文部省は大蔵省へ頭を下げていかなければならぬ。お百度を踏まなければならぬようになってくる。そうすると、あまり頭を下げるのはだれだっていい気持ちしませんから、三へんが二へん、十へんが五へん、頭を下げるのは少ないほうがいい。だから、安易な道を考えて、大蔵省に頭を下げるより、国有財産、あそこが残つておるから、あれを売つてと、りあえず間に合はそう、こう事実上なつてくるのが私は実情じゃなからうかという心配を、やっぱりこの協定があつても、覚え書きがあつても払拭するわけにいかないのですかね。

その国立病院の問題なんかについて、一体、大蔵大臣、大蔵省は御検討になつたことがあるのですか。これは池田総理が大蔵大臣のときにおやりになつて、やはり池田総理も独立採算にはせぬということを約束しておられるのですけれども、事実上は独立採算にだんだんなつてきておるといふことが、しかもそのしわ寄せが、患者なりあるいは病院で働く職員なりの上に有形無形の形でしわ寄せられてきておるといふことは明白な事実なんですかね。こういうことを一体このままほうっておいてよろしいかどうか。また、同時に、国立学校の問題についてこの二の舞いを演ずるようなことは断じてないのかどうかということを、明

確に御答弁しておいていただきたい。
○国務大臣(田中角榮君) 前も申し上げておりますように、学校特別会計法に移ることによつて授業料を引き上げるといふような考えはありません。

それから、病院等の問題につきましてでございますが、病院につきまして一般会計からの繰り入れの額が減つていくというふうな御指摘がございまして、これは実情によつてあらわれる問題でございます。ある時期に設備等に大いに金をかければ、外来患者も非常にふえるわけでありまして、病院収入が上がつてきますから、そういうときには繰り入れの額は減つていくわけでありまして。また、先ほどの全くの仮定の問題でございまして、もし何々大学を移すなどということになれば、相当大幅な移す期間だけは一般会計からの繰り入れがふえるということでありまして、一般会計からの繰り入れが減つたということだけをもちて論じられない問題でございまして、内容等につきましてはやはり十分検討をしながら、一般会計でも最重点的な項目として歳出に対しても将来考えてまいりたい、こう考えます。

第三番目の結核療養所の問題でございまして、結核療養所は特別会計ではないわけでありまして。これは特別会計にできるわけはないということ、朝日裁判の問題がございまして、あれは一般会計の中でまかなつておる問題でございまして。

に際しまして、特別会計に移つたことが学問の振興に対して非常に裨益をしたとほめらるべき事態をつくるように、十分配慮してまいりたい、このように考えます。

○秋山長造君 病院収入がふえれば一般会計からの繰り入れは自動的に減つていくのだと、それはそのとおりなら、もうそうでしょう。だけれども、その逆の場合が多いんじゃないですか。一般会計からの繰り入れが減らされていくから、病院収入を作為的にふやさなければならぬ、こういうことが実情じゃないですか。この朝日君の点は特別会計じゃないというお話がありました。それはしかし、たまたま療養所にいる朝日君が起したから朝日訴訟というだけで、朝日訴訟と同じ事態というものは、何も療養所に限らぬ、これは国立病院すべて似たようなものだ。ですから、国立学校特別会計にしても、財産収入その他がふえれば、これは自動的に一般会計からの繰り入れが減ることは、これはあり得るという論法で、この協定事項の第二項目というものが事実上なくすにされるというおそれは、これは多分にある。だから、そういうことは断じてない、一般会計からの繰り入れが減ることによつて財産収入その他を作為的にふやしていかなければならぬ、授業料その他を作為的にふやしていかなければならぬというところに事実上なつていくおそれがあるのではないかと、これを、これは依然として私もやはり危惧せざるを得ない。それはそんなことは断じてないとおっしゃるだろうと思ふけれども、おっしゃつても、それは過去の事例が示していますから、で

すから、過去の事例があつても、今後は絶対にその二の舞いはしないということ、もう一度言い切つておいてください。

○国務大臣(田中角榮君) 絶対に値上げはしない、こういうことは、これは申し上げられないわけでありまして。これは一般民間との料金の問題等もございまして、全然値上げはしないとは申し上げられませんが、値上げをすることによつて一般会計からの繰り入れを減らそうというごとき考えは持ちません、こういうことだけは明らかにしておきます。

○委員(新谷實三郎君) 速記をとめてください。

○委員(新谷實三郎君) 速記をとめてください。

○委員(新谷實三郎君) 速記をとめてください。

○国務大臣(田中角榮君) 私、特別会計がつくられることによつてそういう方向が確立をせられる、このように考えております。

すけれども、現状、大学側等で指摘しておりますのは、戦前は人件費、教育研究費が四対六くらい割合でありましたが、戦後は逆に六対四になつて、教育研究の上に非常に支障を来しております。こういう問題も解決されると思つてよろしいでしょうか。

○国務大臣(田中角榮君) いずれにいたしましても、一般会計でございまして、特別会計に移すことによつて、すべての問題が一ぺんに解決するといふわけではございませんが、いまよりもよりよくなる、こういう方向で考えております。

○加瀬完君 昭和二十六年に教育刷新審議会が、少し古いのでございまして、大学の財政の問題、経理の刷新という点について答申を出しております。総合計画を立てて行なうべきだといふ何点かが指摘されておりますが、これも総合計画が立てられて、その総合計画がこの特別会計によつて裏づけされるとしてよろしいでしょうか。

○国務大臣(田中角榮君) 文部当局等も十分配慮していると思つたので、文部当局の意向を尊重しながら、私たちも協力的な態度でまいりたいと思つております。

○加瀬完君 こまかいことで恐縮ですが、いままで国立大学の予算で一番困つたのは、施設費あるいは経常費、この積算の基礎が非常に大学側から見れば根拠が薄いといふ点、一般性がなく、しかも指摘されておつたわけでありまして。文部省のほうにも関係がございまして、大蔵当局としては、この積算の基礎というものを十

分大学側の意見も聞いて、いままでもりも積算の合法性といえますか、合理性を高める用意があると解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(田中角榮君) そういうところは、特別会計になると非常にいいわけでありまして。一般会計の中にありますと、標準単価でございまして、政府がみずから物価を上げるようなことはできないわけでありまして。また、財政力豊かな東京と私の選挙区みたいな財政力豊かなところと一緒にするわけにはいかないが、標準単価でもってやることはやむを得ないことであります。でありますから、そういうことで、もう少し金をかければよいという学校ができるがなあとというようなことが、いままでも一般会計の中ではできなかったわけでありまして、そういうときには、ちょうどとっておいだ財産もあるからということ、非常にいいものができる、こういうことでございませう。

○加瀬完君 その御趣旨からすれば、大学間の格差あるいは新制大学の不十分な点、こういうものも解決をされてくると解してよろしゅうございませうか。大学間に格差がございませう。それから、新制大学などは設備が非常に不十分でございませう。こういう問題も、特別会計制度によりまして解決されるものだとやはり考えてよろしゅうございませう。

○国務大臣(田中角榮君) そういう方向に行くといいと思います。

○加瀬完君 悪い方向ではないから、方向だけでも私はけっこうだと思えます。先ほど御説明の中に土地を自由に売れるので施設が幾らでもできる、

こういう御説明がございました。そこで、一体充実のために要する経費の総額をどれくらいにお見込みなのか。大学の施設充実に対する経費をどのくらいにお見込みなのか。それから、不用品を処分して得られる総収入というものは、一体どれくらいにお見込みなのか。売って幾らでもできるというけれども、この必要な経費と、それから当然特別会計の収入になり得る売却の総額というものはつきりしませんと、このバランスはわかりませんで、その点どう御計算になつていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(田中角榮君) 大蔵省ではそのようにまで計算してございませう。また、これは大蔵省の計算すべき問題じゃございませう。そこで、ひとつ特別会計が新設されたら、一体これからの大学の制度、大学の規模をどうすべきだ、そうしてその一つ一つ当たりますと、これは不用である、こういうものがだんだんと出てくるわけでございます。であります。建物等をつくるために、十年、二十年後に必要なものまで売って建物をつくるというようなことを大蔵省はやらせるつもりは絶対ありません。ですから、必要な敷地は確保しておいて、そうして長期計画のもとに必要なものは売却せられるということがあり得るわけでございますが、この財産が幾らくらいになるというところは、いま積算できないわけでございます。これから大学整備五カ年計画を、どのような方向でどのくらいまで整備するかという基本的な計画がきまつて、初めて不用品といたものがはじき出されるわけでございますので、そういう状態において積

算されるべきものと考えまして、私たちが売り急ぎをせしめたり、また将来必要なものまで売らせるといふような考えは、もう全然原則的に持つておりません。ただ、いま申し上げられるのは、特別会計に帳簿価格において二十百億というものを無償で出すということとであります。建物の延べ坪は二百六十万坪くらいあると思ひます。それから土地の坪数は三億五、六千万坪あると思ひます。とにかく膨大なものを無償で出資をするということだけは事実でございます。

○加瀬完君 しかし、二つの問題があると思う。たとえば、先ほど問題になつておる東京大学が、東京大学の不用品物件を売却したところでそれは大学の特別会計全体のプール計算になるわけ、東京大学は東京大学で特別使えということにならないのじゃないかというのが一つ。もう一つは、土地あるいは建物等を売却するといひまして、そういうプール計算になるといふことであれば、これは不用のものでも不用として提供する率というものは下がってくるのじゃないか。あるいはこれは地元寄附等の関係もありますから、地元でも一回払い下げなんかの申請があります場合には、適正価格で実際は売却できなくなるのじゃないか。ですから、これは名目の上ではいいかにもいい案のように思ひますが、実際にあまり効果をあらわさないのじゃないかという点があるかと思ひますが、この点はどうに考えておいでですか。

○国務大臣(田中角榮君) こまかい問題を一つ一つ当たつておりませうから、わかりませうけれども、一つの例として言ひ得ると思ひます。東大のわきの道路を広げたのですが、これは十年間広げなかつたのです。なぜかといふと、学校の敷地がそうでなくとも狭いのに、道路に取られちゃいかぬ、こいうことで十年間敷地から東大に至る道は広げなかつたのです。これは無償だからであります。今度は有償であります。同から出すときには、ただやるわけですね。今度特別会計からもう場合によっては道路費用として代金を払う、こいうことでありますから、ここの一つの例をとつてみましても、特別会計をつくることは非常に財政上は前向きである、前進的であるといふことは、一つの例として申し上げられるわけでありませう。

○加瀬完君 こまかいことになりまして、から、いずれ後日何うことにいたします、だからと申しまして、現在の大学の財政権は非常に自主性を持たせられるといふことには私はならないと思ひます。特別会計になりましたら、現状よりもそれぞれの大学が財政について自主性が高められたといふことになりませうか。

○国務大臣(田中角榮君) また東大の話を出すようで、まことに申しわけありませんが、もしもの問題でございませうから、ひとつ御了解いただきたいと思ひますが、いままでは一般会計でありましたから、なかなか学校の自主性といふことも足らぬ面があつたわけでありませう。今度特別会計ができましたら、建て交換制という制度が発足すれば、私は東大の諸君もじつとしておらぬと思ひます。こんな東京じゅうばらばらになつておつて管理もできない状態よりも、政府が筑波山ろくで千百

万坪つくるからその中で百万坪たでもらいたいか、赤城山ろくでひとつないか、こいうようなことも考えられるであらうと思ひます。そうしてそこで理想的なものが建てられる、しかも短い間に建てられる、そうして国有財産の特別会計の中で、どこかの東大の一部と交換して、今の本郷は全部医学部として堂々たる医学部ができるといふようなことは、これは当然考えられると思ひます。ですから、こいうことは、一般会計の場合には大蔵省あり文部省あり、なかなか実際に特別会計はどうもよくいかぬ。どの特別会計を見ましても、治山治水特別会計を見ても、道路特別会計を見ても、みんな例が明らかになつておるわけでありまして、一般会計の硬直性といふものをより弾力的にしようといふのが特別会計あるいは公社五現業の制度でありますから、やはり方向としては一般会計より弾力性を持つといふふうに考えるべきだと思ひます。

○加瀬完君 特別会計のワクの中でそういう操作ができるとしても、たとえば京都大学なら京都大学、東京大学なら東京大学が、自主性を持つてそういう計画を推進し、財政的な運営をするといふことは、まだ一歩うしろ向きだといふことになりませう。——時間がないうでございませうから、次に移ります。

第七條の借入れ金でございませうが、借入れ金の必要は単に付属病院にとどまらぬと思ひます。付属病院だけに限つたのはどういふわけですか。

○国務大臣(田中角榮君) これはちよつと、病院よりも学校までやれといふことになると思ひますが、この学

校にやらないで病院に限ったところ
ところが非常にいいところだ
す。学校はもう一般会計の負担でやる
というところに重点を置いてい
りまして、そういう意味は、学校をつ
くる場合には債務負担行為をつけられ
いいわけでありまして、学校まで借り
入れ金をやるということになると、こ
れは少し金業会計的な色彩が出てくる
わけでありまして、学校だけではやは
り一般会計でやるという原則を貫いて
いることが非常にいいところでありま
す。しかし、病院というものは、病院
収入があるわけでありまして、ある
時期に投資を思い切つてやる——一棟
づつやるために非常に困る場合もあり
ますし、特に東京通信病院のように、
五階建てが四階でもって打ち切られて
おる。病院に人が入つてしまつと、あ
と一階というものは継ぎ足せない。非
常に無理なものが病院建築にあるわけ
でありますから、こういうところは、
四階まで予算があるので、あとの一階
を借り入れ金をもつてつくつてしまふ
というところは、いかに合理的だからとい
う意味で、病院の分に対して借り入れ
金を認めた、こういうことでありま
す。

○加瀬完君 あと二点伺います。

しかし、病院の新築なり増改築なり
というものは、これは政府資金を充て
て行なうべきものであつて、病院だけ
借り入れ金で便法を講ずるというのは
私は当を得ないと思つておる。しか
し、その問題には触れません。

次に、剰余金の積み立てでございま
すが、いま両大臣がお取りきめのよう
な関係にありますときには、この積み
立て金は問題はないと思ふ。しかし、

いろいろ物件を売却いたしましたして、そ
の物件の売却というものは現状におい
ては剰余金として積み立てるという形
になるんでしよう。しかし、将来はこ
の売却等、または特別収入による収入
は、積み立て金であつても歳入源に見
込まれてまいりまして、それだけ国の
ほうの支出というものを減らしてく
る、こういうことにならないか。そう
いうことにならないという保証は法律
の上ではないわけでございます。この
点はどうです。

○国務大臣(田中角榮君) 特別会計を

つくりましたのは、一般会計のワケよ
りも特別会計をつくることにより合理
的に支出をたくさんできる、こういう
ために特別会計をつくつたわけであり
ます。でありますから、一般会計のワ
ケをきめておつて、もう学校や病院の
会計の総ワケはこれである、こうい
つていふならば、病院収入がふえたり
いろいろなものがあるれば、また売り払
いの収入がふえれば、一般会計が減る
ということはあるが、そうではない
んです。一般会計で幾ら二〇%、
一〇%ずつふやしていったつて満足な
大学はできない。ここでひとつ思
つて特別会計に移そう、こうい
つたのでありますから、一般会計を減らす
ような考え方を前提にしてこの特別会
計の新設を考えておりません。こうい
うことで御理解いただきたいと思ひま
す。

○加瀬完君 それから、特別会計とい

うことになれば授業料は上げませんと
おつしやられますから、そのとおり授
業料は上がらないと私も了解をい
たします。しかし、授業料以外の、た
えば一般の私立学校あるいは府県立

の高等学校などでやっているように、
寄付金、施設積み立て金あるいは施設
充当金といったような寄付金、こうい
うものを特に学校側としては運用上考
えてくるおそれもあります。そういう
たいわゆる税外負担といったようなも
のも特別会計になったからといって、
学校の都合でやらせるようなことはな
いという保証を得られますか。

○国務大臣(田中角榮君) 地方自治法

の規定もございまして、税外負担
はできるだけこれは減らすというの
方針でございまして、特別会計移管
によつて寄付金等がふえるということ
は絶対ないと思ひます。また、ない
ように文部省も当然行政指導されるも
のだと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) ちょっと速

記をとめてください。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め

てくださいます。これは私が先ほど来いろいろ御質問
をしたのですが、まあ時間が、その序
論の辺で時間がたつてしまひまして、
いきなり結論みたいなことになるので
すけれども、実は文部大臣に特に私
の考えを願ひたいと思ひますことは、こ
の特別会計の今後の運営ということに
ついてどういふ構想を持っておられる
のかということなんです。大体、そも
そもいへば、まあさつきも私は繰り返
し御質問しましたように、ここまでの
結論を出すまでに、その手続として関
係各方面の代表的な人も網羅した審議

会のようなもので徹底的にこの大学財
政のあり方について検討をし、論議を
した上で事を慎重に運んでほしかつ
た、そうさるべきだったということ
を申し上げたのですけれども、それは不
幸にしてそういう手続はとらないまま
に結論を先に出してしまふ。しかも、
一番重大な大学の施設の整備拡充に
ついての長期計画というものが何もで
きていない。すべてこれからだとい
うようなことなんです。しかも、大蔵大
臣は、まあ簡単に、財産を処分すれば
幾らでもこの新規の財源ができる、だ
から何でもやれると言ふわけばかりのこ
とをおつしやるけれども、しかし、具
体的に考えてみますと、これは財産を
処分をしましても、その収入が大学の
ふところに入るのじゃありません。特
別会計というのに入つてくるのであ
つて、その当該大学のふところにス
トレートに入るものでもなんでもな
い。したがひまして、財産処分一つ
とつても、これは一体どここの財産をど
れだけ処分するか、そしてその処分に
よる収入は何に使うかというようなこ
とを一つとつても、非常に重大な問題
だと思ふのです。よほどこれは公正
に、しかも弾力的に、しかも現実的に
やつていかないと、これはやり方いか
んによつては——それでなくとも、大
学同士の格差が非常にひどくて、一
方では東京大学のような世界一流の大学
もあれば、片一方では県立大学なんか
と俗に笑ひ話にされるようなお粗末な
施設を持った大学もたくさん残つてお
るわけですね。たまたま地方大学で少
し整備した大学があるかと思へば、こ
れは国費でやつたのではなくて、地元
寄付みたいなものでほとんどまかなつ

ておるといふようなものがほとんどで
すね。そういうわけですね。

それから、大体大学財政の問題を貫
いて昔から流れている大学財政の自主
性、それから安定性、継続性、こうい
うものは、これは大学財政を動かして
いくいわば三本の柱みたいなものじゃ
ないかと思ふ。そういうことを総合的
に考えますと、明治四十年に、西園寺
内閣のときに、初めて帝国大学特別会
計法というやうなものができて、そう
して当時、当事者の非常な卓見によつ
て帝国大学経理委員会というものが、
当該帝国大学と、それから文部省、大
蔵省、この三者構成による経理委員
会というものが設置されて、そうして
そこでこの特別会計の運営というものが
取り運ばれていったという、これは先
例もある。そこで、この特別会計とい
うものをやろうとする以上は、必ずそ
れに類するやうな民主的な機関、審議
機関というものを設けて、そしてその
審議に基づいてこの特別会計の運用と
いうものを進めていかねばならぬとい
ふことが、進めていかねばならぬとい
うことを考えるわけなんです。それ以
外にその大学自身の自主的な意見を十
分取り入れていくという道はないの
じゃないかというように考えるのです
が、その点については不幸にしてこの
法案にも入つておりません。また、政
令にも考えられておらぬやうです。ま
た、両省の間で取りかわされた覚え書
きの中にもそういう点には触れられて
いないんですけれども、私はこの点
が、特別会計制度というものが、私ど
もがいろいろ危惧するやうなマイナ
スをできるだけ出さないやうにして、
前向きで少なくとも進めていく、先ほ

ど来大蔵大臣なり文部大臣なりがいろいろ効能をおっしゃったその効能を生かしていく一つの、どういいますか、保証になるのじゃないかというように考えるのですが、その点をどうして文部大臣はお考えにならなかったか。それからまた、これから考えていかれる、あるいは政令においてその機関の構成等を取りきめていくと、あるいはこの政令でなくても規則かあるいは省令かなんかそういうもので取りきめて考えていくというおつもりはないかどうか、この点、これは十分お考えの上で御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(難波弘吉君) 大学特別会計の運営というものは、決してそう容易なものとも思いません。いろいろ各大学の事情もあることでありますし、その間に処して各大学がそれぞれ満足しながらやってもらうということのためには、よほど運営を気をつけてまいらなければならぬと思うのであります。先ほど、昔のたしか東京帝国大学と京都帝国大学の経理委員会かなんかのことを御指摘になったのではないかと申うのであります。確かにそういう制度がございました。ただ、そのときの委員会の性質は若干御趣旨とは違ふのじゃなからうか、このようにまあ考えている次第であります。いずれにいたしましても、大学側との間に十分な連絡をとり、協議を尽くしまして、この会計の運営をはかつてまいりたいと私は思っております。

御指摘のように、法律の中には格別な機関というふうなものは書いておりませんが、私としては、実は衆議院でも同じような御趣旨の御質問があったのでございます。それに対しまし

て、ともかく文部省、大学側並びに必要に応じて大蔵省側と、この三者が随時協議を尽くしまして、この特別会計の運営に遺憾なきを期してまいりたいと思っております。なお、実際に運営してみまして、特殊な機関を必要とする、制度的に必要とするということになれば、その際にまたあらためて皆さま方の御審議をわずらわしたい、かように考えておりますが、いずれにしても、十分大学側の意思を尊重しながらこの特別会計は運用してまいらなければならぬ性質のものと、そのように考えておりますので、連絡協調につきましては、心がけてまいるつもりでおります。

○委員長(新谷實三郎君) 以上をもちまして、本連合審査会は終了することにより、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり】
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定しました。

連合審査会を散会いたします。
午後四時五分散会